第二十五条の十四第二項中「の間に」を削り、「の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式（出資を含む。以下この条において同じ。）を除く。次項及び第四項において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係」を「以外の法人との間に当該法人による完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下第四項までにおいて同じ。）に、「関係と」を「完全支配関係と」に改め、同条第三項及び第四項中「の間に」を削り、「の発行済株式等の全部を保有する関係」を「以外の法人との間に当該法人による完全支配関係」に、「関係と」を「完全支配関係と」に改め、同条第五項中「有する株式」の下に「（出資を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第九項中「同条第十二号の三」を「第六十一条第六項第三号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）」に改め、同条第十項第三号中「同条第十四項第七号中」の下に「「株式（以下この号及び第十八号」とあるのは「株式（以下この号」と、「において同じ。）で」と、同項第九号中「分割承継親法人株式で」とあるのは「分割承継親法人株式」を「及び第十八号において同じ。）で」と、同項第九号中「株式（」とあるのは「株式」に、「以下この号において同じ。）で」と、同項第九号の二」を「」と、同項第九号の二」に改め、「、同項第十八号中「合併親法人株式で」とあるのは「合併親法人株式（法第三十七条の十四の三第六項第一号に規定する特定合併により取得する同条第一項に規定する外国合併親法人株式を除く。以下この号において同じ。）で」と、同項第十九号中「分割承継親法人株式で」とあるのは「分割承継親法人株式（法第三十七条の十四の三第六項第三号に規定する外国分割承継親法人株式を除く。以下この号において同じ。）で」と、「外国合併親法人株式又は外国完全子法人株式」を「外国合併親法人、外国分割承継親法人又は外国完全子法人の株式」に、「「株式又は」を「又は」に、「外国合併親法人株式を」を「外国合併親法人の株式又は出資を」に、「外国分割承継親法人株式を」を「外国分割承継親法人の株式又は出資を」に、「外国完全子法人株式を」を「外国完全子法人の株式又は出資を」に改める。

第二十五条の十四の二第一項から第三項までの規定中「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人等」に改め、同条第四項中「（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）に規定する」を「に規定する」に、「同条第十二号の三」を「第六十一条第六項第三号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）」に、「特定軽課税外国法人の株式」を「特定軽課税外国法人等の株式又は出資」に改め、同条第五項第一号中「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人等」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　第二十五条の十の二の規定の適用については、同条第十三項中「次項第十号」とあるのは「第二十五条の十四の二第五項第三号の規定により読み替えられた次項第十号」と、同条第十四項第七号中「株式（以下この号及び第十八号」とあるのは「株式（以下この号」と、「合併親法人株式で」とあるのは「合併親法人株式（法第三十七条の十四の四第一項に規定する特定合併により取得する特定軽課税外国法人等の株式に該当する同項に規定する外国合併親法人株式を除く。以下この号及び第十八号において同じ。）で」と、同項第九号中「株式（」とあるのは「株式（法第三十七条の十四の四第二項に規定する特定非適格分割型分割により取得する特定軽課税外国法人等の株式に該当する同項に規定する外国分割承継親法人株式を除く。）」と、同項第十号及び第二十号中「株式又は同条第二項」とあるのは「株式（法第三十七条の十四の四第三項に規定する特定非適格株式交換により取得する特定軽課税外国法人等の株式に該当する同項に規定する外国株式交換完全支配親法人株式を除く。）又は所得税法第五十七条の四第二項」と、同条第二十三項中「上場株式等で」とあるのは「第二十五条の十四の二第五項第三号の規定により読み替えられたこれらの規定に規定する上場株式等で」とする。

第二十五条の十四の二第五項第六号中「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人等」に改め、同条第六項中「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人等」に、「株式に」を「株式又は出資に」に、「株式又は」を「又は」に改める。

第二十五条の十七第七項中「旨の記載」を「の記載」に改め、同項第二号中「応じ、」を「応じそれぞれ」に改める。

第二十五条の十七の二に次の二項を加える。

2　法第四十条の二に規定する政令で定める文化財保存活用支援団体は、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるもの（次項において「支援団体」という。）とする。

3　法第四十条の二に規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件（その譲渡を受けた同条に規定する重要文化財として指定された資産（以下この項において「取得資産」という。）が建造物以外のものである場合には、第一号及び第四号に掲げる要件）を満たす場合とする。

一　当該支援団体と地方公共団体との間で、その取得資産の売買の予約又はその取得資産の第三者への転売を禁止する条項を含む協定に対する違反を停止条件とする停止条件付売買契約のいずれかを締結すること。

二　前号の売買の予約又は停止条件付売買契約の締結につき、その旨の仮登記を行うこと。

三　その取得資産が、文化財保護法第百九十二条の二第一項の規定により当該支援団体の指定をした同項の市町村の教育委員会が置かれている当該市町村の区域内に所在すること。

四　文化財保護法第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画に記載された取得資産の保存及び活用に関する事業（地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために当該支援団体が譲渡を受けるものであること。

第二十五条の十八の二第二項中「（これらの規定を第三十九条の二十八の二第一項の規定により適用する場合を含む。）」を削る。

第二十五条の十八の三の見出し中「非居住者等」を「非居住者」に改め、同条第三項中「第八項まで」を「この条」に改め、同項ただし書及び同条第四項ただし書中「の割合」の下に「（その必要な調整を加えることができない場合であつて財務省令で定める場合に該当するときは、財務省令で定めるところにより計算した割合）」を加え、同条第五項第一号中「この号及び第八項第一号」を「この号、第八項及び第十四項第一号」に改め、同号イ中「の割合」の下に「（その必要な調整を加えることができない場合であつて財務省令で定める場合に該当するときは、財務省令で定めるところにより計算した割合）」を加え、同号ロ中「第八項第一号」を「第十四項第一号」に改め、同号ハ(1)及び同項第二号から第五号までの規定中「の割合」の下に「（その必要な調整を加えることができない場合であつて財務省令で定める場合に該当するときは、財務省令で定めるところにより計算した割合）」を加え、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　内部取引に係る棚卸資産の販売又は購入の時に当該棚卸資産の使用その他の行為による利益（これに準ずるものを含む。以下この号において同じ。）が生ずることが予測される期間内の日の属する各年分の当該利益の額として当該販売又は購入の時に予測される金額を合理的と認められる割引率を用いて当該棚卸資産の販売又は購入の時の現在価値として割り引いた金額の合計額をもつて当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法

第二十五条の十八の三第十二項中「又はロ」を「若しくはロ若しくは第七項の規定又は第三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「第四十条の三の三第二十項」を「第四十条の三の三第二十六項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十項中「第四十条の三の三第二十項」を「第四十条の三の三第二十六項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第九項中「第四十条の三の三第九項」を「第四十条の三の三第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項中「第四十条の三の三第五項第二号」を「第四十条の三の三第九項第二号」に、「第六号」を「第七号」に、「とし、」を「（第六号に掲げる方法及び第七号に掲げる方法（第六号に掲げる方法に準ずる方法に限る。）は、第一号から第五号までに掲げる方法又は第七号に掲げる方法（第二号から第五号までに掲げる方法に準ずる方法に限る。）を用いることができない場合に限り、用いることができる。）とし、」に、「又は第七号に掲げる方法」を「に掲げる方法又は第八号に掲げる方法（第六号に掲げる方法と同等の方法及び第七号に掲げる方法（第六号に掲げる方法に準ずる方法と同等の方法若しくは第七号に掲